

旧学校利用施設（旧米沢市立第五中学校）使用の手引き

1 施設の概要

- 住 所 米沢市東大通一丁目1番82号
- 貸出施設 屋内運動場（体育館） 1,680円
(使用料) 屋外運動場（グラウンド） 560円
武道館 330円
ピロティ 1,120円
テニスコート 330円/2面

※5時間毎の料金です。使用時間には準備、清掃、撤収作業等を含みます。

- 使用時間 午前9時～午後10時

※12月29日～1月3日は休館です。

- 備 考 当面の間、日中は他学校の授業、部活動等で利用する場合が多くありますので、一般開放での利用は限定的となります。施設の空き状況については、松川コミセンへご確認ください。
また、利用に当たっては、市の事業や地域の行事等を優先させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 予約・使用申請

- 受付場所 松川コミュニティセンター
- 受付時間 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00
- 予約方法 米沢市公共施設予約システムをご使用ください。
使用日の3ヵ月前にあたる日の属する月の初日から予約が可能です。
【例】7/15 使用 → 4/1～予約可能
- 使用料金 使用料が発生する場合は、使用日の前日までに松川コミセン窓口へお支払いください。
自己都合によるキャンセルの場合、使用料の返金は出来かねますので、あらかじめご了承ください。お支払いの際本人確認をさせていただく場合がありますので、身分証明書をお持ちください。
- 減免申請 減免対象団体は、使用料が免除されます。事前に別途減免申請が必要となりますので、
使用申請の前に減免申請を提出してください。なお、減免申請は市内の全コミセンで受付しています。
※詳細は別添「コミュニティセンター・旧学校利用施設使用料減免 申請の手引き」を
ご参照ください。

3 鍵の借受・返却

- 鍵の借受・返却の日時については申請の際にお伝えします。鍵を貸出する際に申請番号を確認させていただきます。

4 使用終了後に行うこと

- 後片付け、清掃(トイレ含む)、照明の消灯及び戸締り等を行い、体育館出入口を施錠してください。
- ごみはお持ち帰りください。
- 利用者カードを記入し、提出してください。

5 施設を汚損・き損した場合

- 防犯（施設破損等）や火災（発火、警報器の作動等）、急を要する事態が発生した場合は、ただちに松川コミュニティセンター（TEL26-8580）に連絡してください。
　　コミュニティセンターが閉館している場合は、市役所コミュニティ推進課（TEL:22-5111）に連絡してください。
　　その他、軽微な連絡事項等は、コミセンの開館時間にご連絡ください。
- 破損等の原因が使用者による場合は、修繕を行っていただきます。活動内容によっては、各利用者において、床や壁等施設を破損させないような対応、工夫をお願いします。

6 注意事項

- 施設内のトイレ、水屋は使用可能です。なお、水屋は飲用も可能です。
- 敷地内は全面禁煙です。
- 閉校に伴い無人施設になることから、火災予防のため、敷地内および施設内における火気使用(暖房器具含む)、危険物搬入については禁止とします。
- 団体または個人が所有、借受している物品、特に貴重品については、団体または個人の責任において、適切に管理してください（施設そのものに原因がある場合を除き、当該物品の破損、盗難、紛失等に関して市は責任を負いません）。
- 冬期間は路線(通路)除雪のみ市で行います。入口付近等、手作業による除雪が必要な場合は、適宜利用者が除雪をお願いします。スノーダンプやスコップ等、除雪に必要な道具は入口付近に置いておきます。
- 冬期間の室内施設について、各日における最後の利用者は「水抜き」をお願いします。「水抜き」の方法がわからない場合は、事前に松川コミセンに確認してください。
- 年に数回避難訓練を行いますので、実施日に施設を利用している団体は協力をお願いします。
- その他、コミセンより注意事項等があった場合は、適宜その指示に従ってください。

7 市における施設の環境整備（予定）

- グラウンド整備（レーキかけ） 月1回程度
 - 敷地内の除草剤散布 年2回程度（テニスコートは年回）
 - 清掃（貸出施設内・トイレ等） 月2回程度
- ※日頃より、利用者においても施設の環境整備にご協力くださいますようお願いします。

8 施設設備品等

- 五中の物品は、一般貸出のために必要な最低限の物品は継続して保管しております。
- 屋内の清掃用品（モップ、ほうき等）や、屋外の整備用品（レーキ、ブラシ等）も配置しておりますので、利用者の皆様においても、日常の清掃、環境整備にご協力ください。

9 主なQ&A

Q1. 「5時間につき」となっていますが、例えば2時間や6時間の利用申請も可能ですか？

A 1. 2時間や6時間での申請も可能ですが、2時間の場合でも料金は5時間分、6時間の場合、10時間分の料金となります。

Q 2. 減免について、コミセンや他の学校（社会開放）とは別に減免申請が必要ですか？

A 2. コミセンと旧学校利用施設の減免は共通ですので、同一（1枚）の申請となります。他の学校については教育委員会へ別途減免申請が必要であり、減免基準も異なります。

Q 3. 夏の暑い時期に使用は可能ですか？

A 3. 熱中症警戒アラート等が発表された日は、原則として運動をお控えいただきたいと考えていますが、活動の実施、中止は利用者側でご判断願います。なお、施設内に熱中症計を設置し、指数に基づく対応指針を掲示しますので、運動中止の判断や休憩頻度等の参考としてください。もし暑さ指数が高い状況で活動を実施する場合は、小まめな水分、塩分補給等により、体調管理には十分注意の上ご利用ください。もし、暑さを理由に当日の利用を中止する場合、使用料は返金いたします。

Q 4. 火気厳禁のことですが、暖房を使用しても良いですか？

A 4. 閉校後は無人の施設となり、万が一無人の状況で火災が発生した場合、人が常駐している状況と比較して大きな被害が出ることが想定されますので、暖房器具については、原則として使用不可とします。